

都財政の特徴と課題

～五輪・パラリンピック開催とコロナ禍を踏まえて

伊藤（NPO まちぽっと）

1. 都財政の特徴

(1) 巨大な財政規模

2021 年度当初予算

区 分		令和 3 年度	令和 2 年度	増 減 額	増 減 率
一 般 会 計	歳 入	7兆4,250億円	7兆3,540億円	710億円	1.0%
	うち 都 税	5兆 450億円	5兆4,446億円	▲ 3,996億円	▲ 7.3%
	歳 出	7兆4,250億円	7兆3,540億円	710億円	1.0%
	うち 一般歳出	5兆6,122億円	5兆5,332億円	790億円	1.4%
特 別 会 計 [16会計]		5兆8,317億円	6兆 134億円	▲ 1,817億円	▲ 3.0%
公 営 企 業 会 計 [11会計]		1兆9,012億円	2兆 848億円	▲ 1,836億円	▲ 8.8%
全 会 計 合 計 [28会計]		15兆1,579億円	15兆4,522億円	▲ 2,943億円	▲ 1.9%

* 一般歳出とは、一般会計のうち公債費及び特別区財政調整会計繰出金、地方消費税交付金など税の一定割合を区市町村に交付する経費（税連動経費）などを除いた、いわゆる政策的経費のことをいいます。

- よく言われるのは「ノルウェーに匹敵！総額 15 兆円の東京都の予算」という説明。
・ノルウェー：約 16 兆円（2019 年度）
- 諸外国との比較は特に意味はないが、予算規模（特別会計等を含む）がとにかく大きい
ということが使われる。ただし都財政は、他の道府県とは異なり、次項で述べるように都
制度のもと、本来市町村税である 23 区の固定資産税や市町村民税法人分などを都税とし
て徴収しているので、税収が大きいことを考慮する必要がある。

(2) 東京都制と都区財政調整

① 都制

1943 年（昭和 18 年）東京市を廃止し、東京府の区域が東京都となって、東京都制が施行された。この制度改革は第 2 次世界大戦を遂行するための戦時体制強化を目的としたものであった。第 2 次世界大戦後、憲法にある地方自治の本旨に依拠して、47 年地方自治法が制定され、これによって東京都は、かつての東京市に匹敵する部分の特別区と市町村との両者を包括する広域の自治体となった

② 都区制度

都区制度は、東京都の特別区の存する区域において、人口の高度に集中する大都市地域における行政の「一体性と統一性」の確保を確保する観点から、23 区を通じて、都が一体的に処理することが必要であると認められる事務（上下水道、消防等）を除いた上で、一般的に市が処理するものとされている事務を特別区が処理するものである。

③ 都区財政調整制度

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがある。これは、都区制度に対応した財政上の特別な制度である。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があるためである。また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があることである。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付している。（自治法第 282 条第 1 項）。交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分および特別土地保有税の収入額と、法人事業税交付対象額および固定資産税減収補填特別交付金の合算額に条例で定める一定割合を乗じた額である。

現在の配分割合は特別区に 55.1%となっている。これは、都区間の事務配分に応じて定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされている。

※ 2021 年度予算案の固定資産税・都市計画税は 1 兆 5,772 億円で、都税全体（5 兆 450 億円）の 31.3%を占める。

※ 都区間の事務配分については、毎年、都区財政調整協議会で課題とされている。

交付金には、普通交付金と特別交付金の 2 種類がある。

なお市町村税である都市計画税も特別区については都税とされ、都市計画交付金として交付される。

※ 都が都税として徴収し、23 特別区に配分することを垂直調整という。これに対して特別区が自ら徴収して配分するべきだという水平調整の意見がある。

(3) 東京の地方交付税

(2) の課題とも関連するが、東京都のうち市町村の普通交付税は全国の市町村と同じ地方交付税制度が適用される。

東京都の普通交付税の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23 区）をあわせて 1 つの自治体とみなして行われる。

- 道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの
- 大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

東京都は、昭和 29 年度の交付税制度発足以来、引き続き不交付団体となっている。当然のことながら、23 区も全区不交付団体である。

令和 3 年度の道府県分は、平成 25 年度以来 8 年ぶりの財源不足（1,544 億円）となった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化等により、基準財政収入額が大幅に減少したことなどによるもの。つまり今年は、道府県分の財源不足を大都市分（率直に言えば、特別区域内の税収）で補っているかたちである。

※ 現在、都道府県で不交付団体は東京都のみである。愛知県は平成 20 年度までは不交付団体であった。

(4) 補助金

東京都は、補助金関係事業の執行体制等を改善するため、平成 14 年、「補助金関係事務適正化委員会」を設置した。その具体的な方策を「補助金関係事務適正化委員会報告書」としてとりまとめた。以降、財務局は補助金をデータベース化し、毎年度「補助金一覧」をとりまとめ、公表している。令和 3 年度は予算ベース（当初予算）。

① 補助金予算額の内訳

都が支出する補助金は、令和 3 年度予算（当初予算）においては、956 事業、1 兆 6,563 億円となっている。これは一般会計 7 兆 4250 億円の 22.3%、一般歳出の 29.5%になる。

<令和 3 年度当初予算の内訳>

一般歳出 (経常経費 + 投資的経費)	5 兆6,122億円
うち 補助金	1 兆6,563億円
公債費	3,323億円
税連動経費等	1 兆4,806億円
合計	7兆4,250億円

② 相手先別内訳/義務・任意別内訳

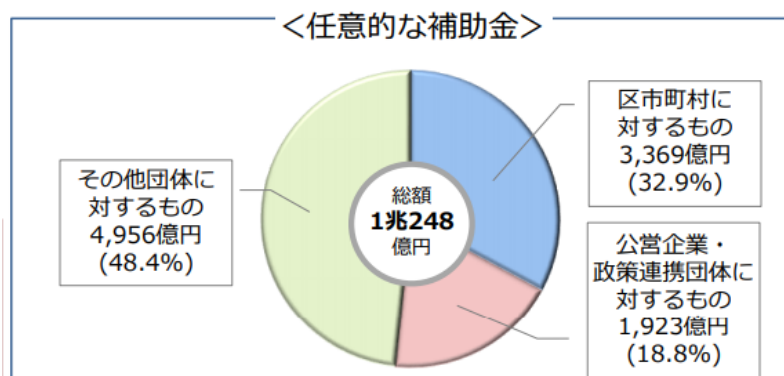
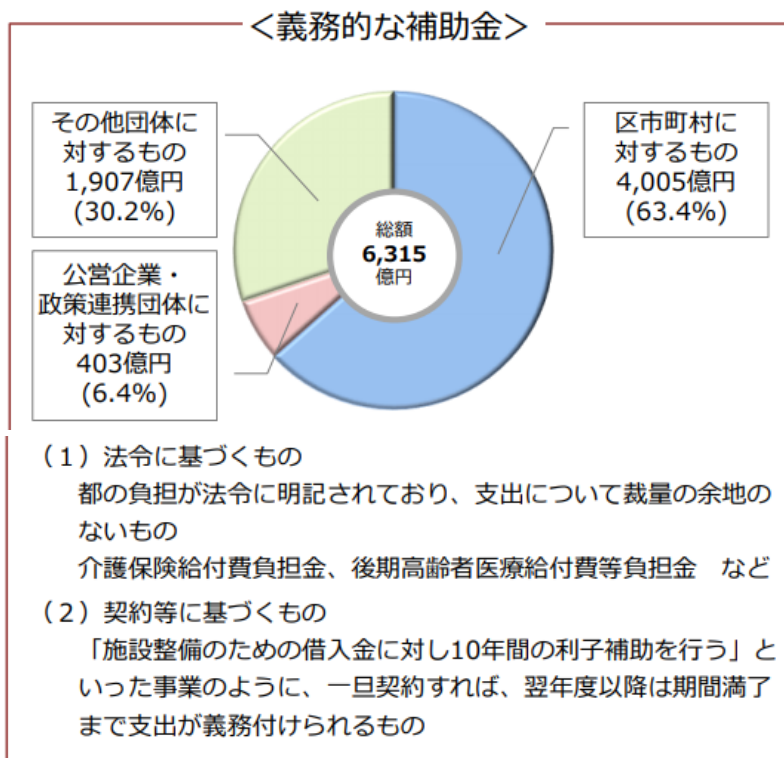
<相手先別補助金の内訳>

補助金を相手先ごとに分類すると「区市町村に対するもの」44.5%、「その他団体に対するもの」41.4%、公営企業・政策連携団体に対するもの14.1%となっている。

※ 平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しを行い、「東京都政策連携団体」「事業協力団体」へ改めた。

<義務・任意別補助金の内訳>

- ・義務的な補助金 6,315 億円（38.1%）
- ・任意的な補助金 1 兆 248 億円（61.9%）



(1) 財政補完・経費補給を目的としたもの

- ①区市町村に対する一般財源の一部を補完するための補助金
市町村総合交付金、特別区都市計画交付金 など
- ②公営企業に対する補助（地方公営企業法第17条の3）
地方公共団体は、災害の復旧、その他特別の理由により必要がある場合には、補助をすることができる。

(2) 都が事業実施を奨励・支援するためのもの

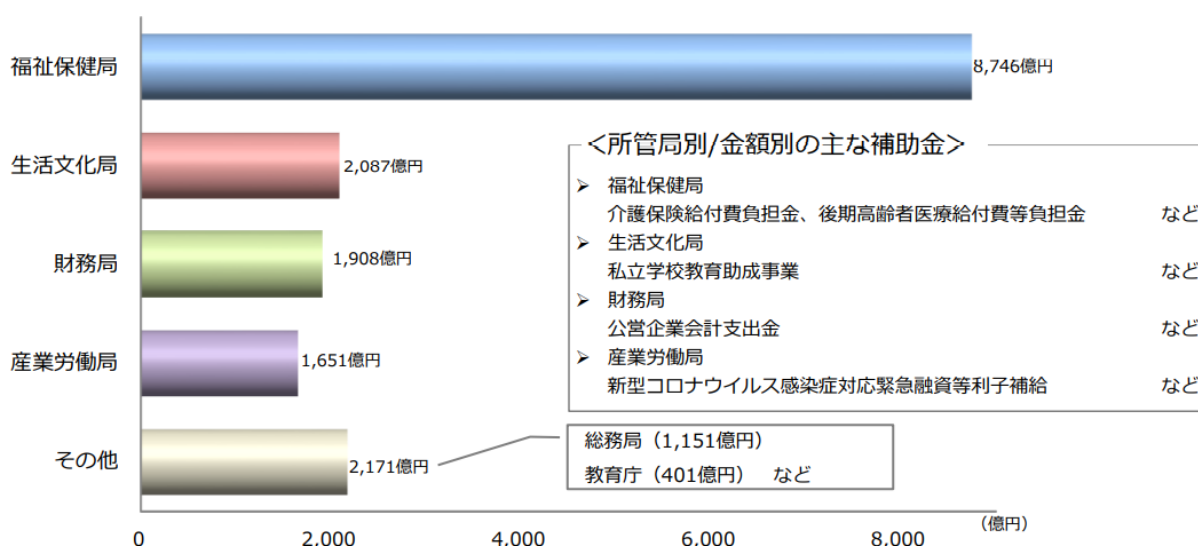
- ①中小企業対策
制度融資信用保証料補助、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給
- ②地域で安心して暮らせる福祉・医療の充実
東京都保育士等キャリアアップ補助、特別養護老人ホーム整備費補助
- ③その他
私立学校教育助成事業、公立大学法人の管理運営 など

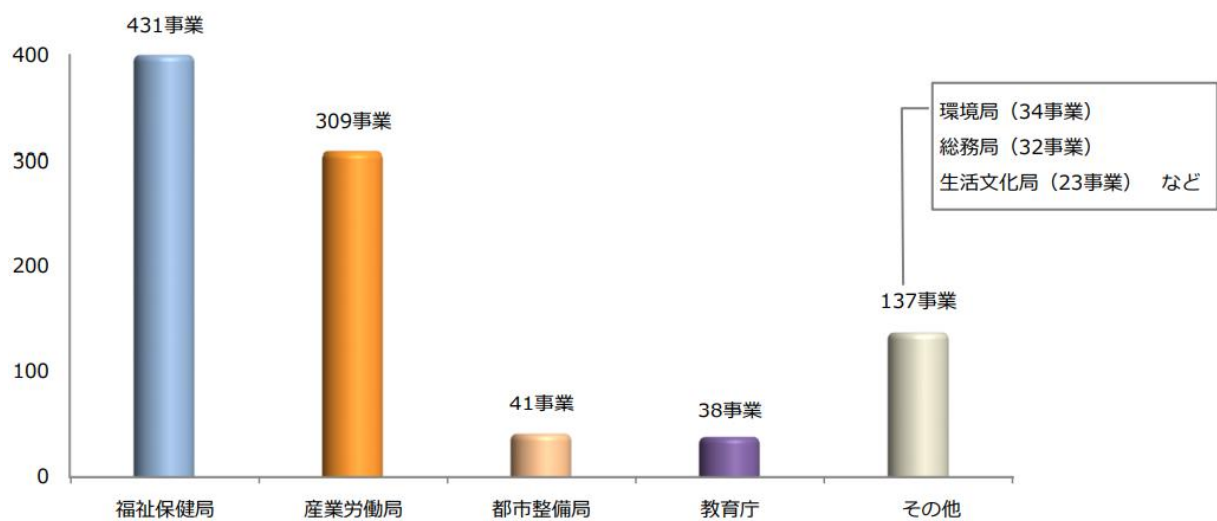
③ 所管局別内訳

補助金を所管局ごとに整理すると、金額及び事業数とも福祉保健局が最も多くなっている。

<私が課題にしてきたこと>

- ・ 福祉保健局の補助金はなぜ多いかー福祉保健局は直轄事業が少ない、「政策官庁」であること。
福祉保健局の一般会計当初予算 1 兆 2439 億円に対して、補助金は下表のように 8746 億円。70.3%、約 7 割が補助金である。
- ・ 期限を決めた補助金が多いこと。(別項でも言及)





2. 歳入と歳出の特徴

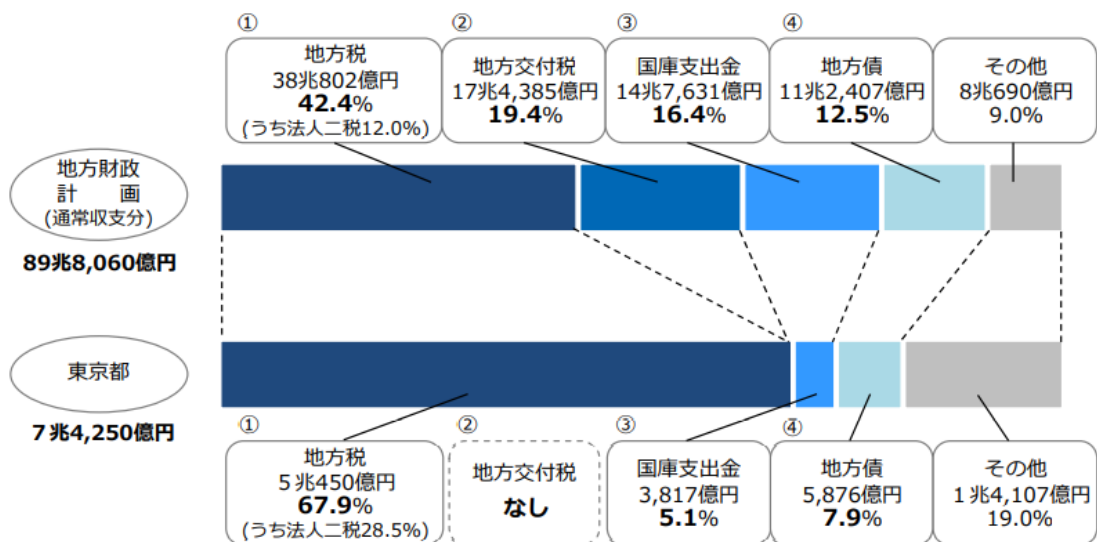
(1) 歳入

① 歳入の状況

□ 歳入構造について、都と地方財政計画（自治体全体の財政計画、総務省が作成）とを比較すると、都には以下のような特徴がある。

- 1 地方税の割合が高い
- 2 地方交付税が交付されていない
- 3 国庫支出金の割合が低い
- 4 地方債の割合が低い

■ 歳入の内訳



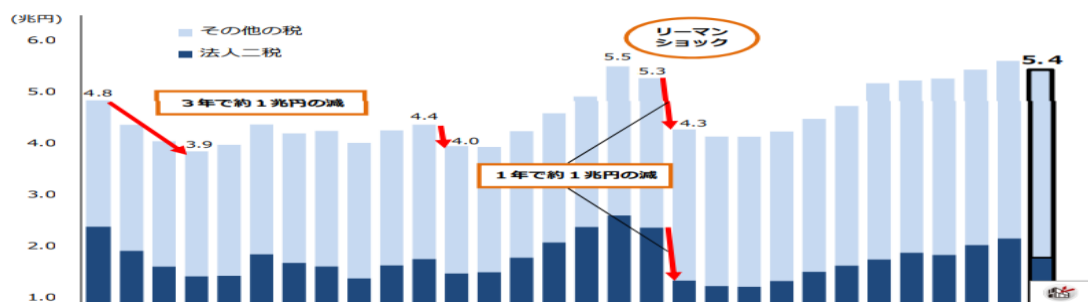
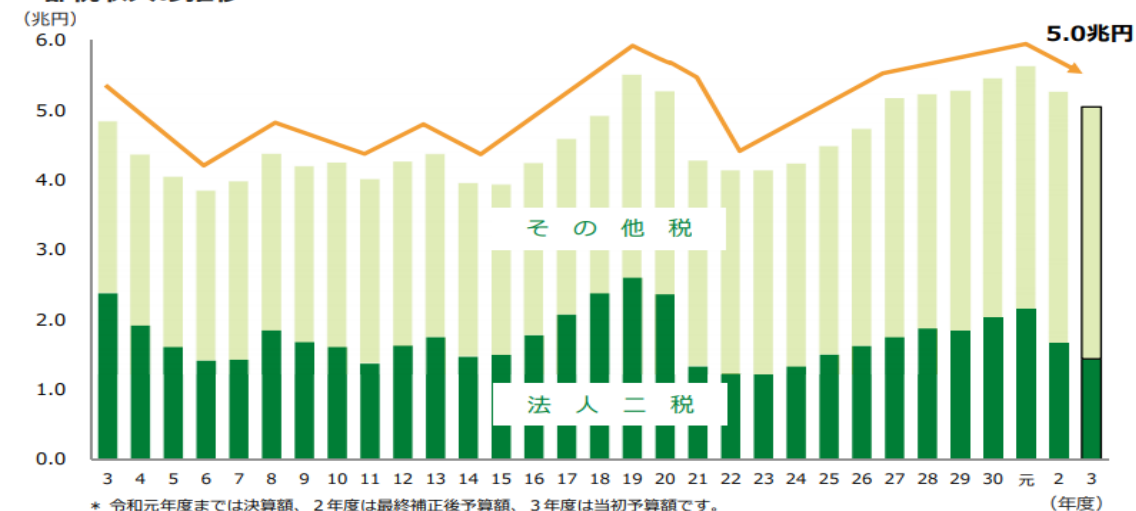
② 都税収入の特徴

- 令和3年度予算では、都税収入は、固定資産税・都市計画税が増となる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業収益の悪化などによる法人二税の減などにより、前年度に比べて3,996億円、7.3%減の5兆450億円となった。
- 景気変動の影響を受けやすい法人二税の占める割合が高いことから、都財政は元来不安定な構造にある。

■ 都税の内訳

区 分	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	増 減 額	増 減 率
都 税	5兆 450億円	5兆 4,446億円	▲ 3,996億円	▲ 7.3%
法 人 二 税	1兆 4,388億円	1兆 7,996億円	▲ 3,608億円	▲ 20.1%
繰入地方消費税	6,815億円	6,912億円	▲ 97億円	▲ 1.4%
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	1兆 5,772億円	1兆 5,670億円	102億円	0.7%
そ の 他 の 税	1兆 3,475億円	1兆 3,868億円	▲ 392億円	▲ 2.8%

■ 都税収入の推移



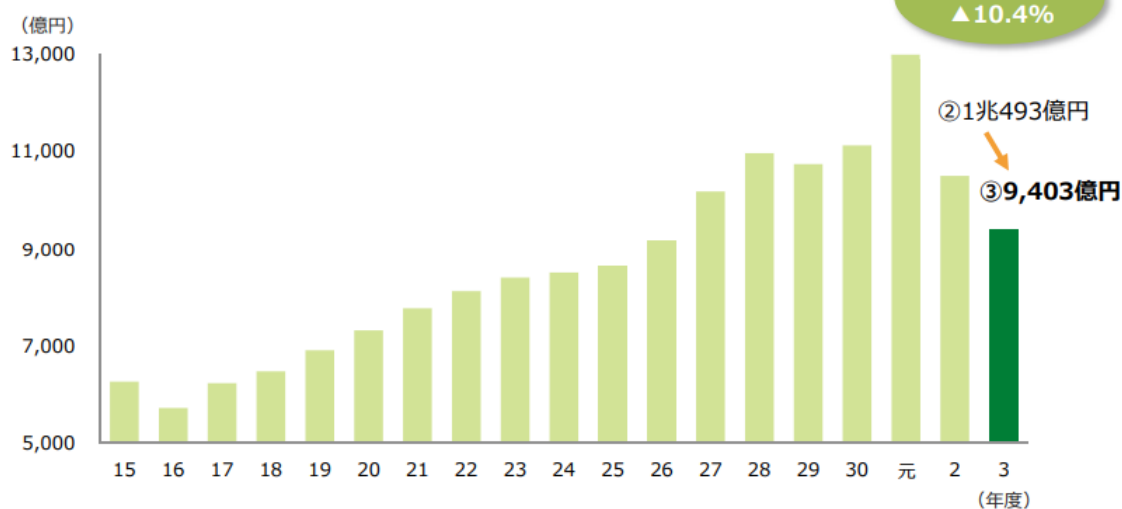
(2) 歳出

① 歳出の状況

- 経常経費は、コロナ禍により大きな影響を受けた響を受けた社会・経済の早期回復に向けた取組み、オリ・パラ開催準備などにより、前年度に比べて 4.2%増の 4 兆 6,719 億円となった。
- 投資的経費は、幹線道路の整備に伴う用地取得費の減などにより、前年度に比べて 10.4%減の 9,403 億円になった。
- 公債費は、都債の償還をこれまで着実に進めてきた結果、前年度に比べて 4.8%減の 3,323 億円となった。

② 投資的経費

■ 投資的経費の推移（当初予算）



③ 目的別内訳

■ 歳出の目的別内訳

区 分	令和3年度		令和2年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
福 祉 と 保 健	1兆 2,975億円	23.1%	1兆 2,801億円	23.1%	174億円	1.4%
教 育 と 文 化	1兆 1,680億円	20.8%	1兆 2,087億円	21.8%	▲ 407億円	▲ 3.4%
労 働 と 経 済	5,333億円	9.5%	4,415億円	8.0%	918億円	20.8%
生 活 環 境	1,993億円	3.6%	2,407億円	4.4%	▲ 415億円	▲ 17.2%
都 市 の 整 備	8,286億円	14.8%	8,684億円	15.7%	▲ 398億円	▲ 4.6%
警 察 と 消 防	9,032億円	16.1%	9,221億円	16.7%	▲ 188億円	▲ 2.0%
企 画 ・ 総 務	6,824億円	12.2%	5,717億円	10.3%	1,106億円	19.3%
一 般 歳 出	5兆 6,122億円	100.0%	5兆 5,332億円	100.0%	790億円	1.4%
公 債 費	3,323億円	—	3,490億円	—	▲ 168億円	▲ 4.8%
税 連 動 経 費 等	1兆 4,806億円	—	1兆 4,718億円	—	88億円	0.6%
歳 出	7兆 4,250億円	—	7兆 3,540億円	—	710億円	1.0%

■令和3年度（2021年度）と平成元年度（1989年度）との比較

都民1人当たりの予算

- 令和3年度一般会計当初予算（目的別歳出）を、都民1人当たりの予算に置き換え、平成元年度と比較しました。
- 平成元年度と比較すると「福祉と保健」が大きく増加する一方、緊急性や必要性を考慮した事業の重点化で、投資的経費を削減したことなどにより「都市の整備」は減少しています。

分 野	令和3年度予算	平成元年度予算
 少子高齢化対策など「福祉と保健」に	92,923円	43,478円
 学校教育の充実など「教育と文化」に	83,651円	84,864円
 産業の活性化など「労働と経済」に	38,192円	27,296円
 廃棄物対策など「生活環境」に	14,271円	38,997円
 道路の整備など「都市の整備」に	59,342円	107,166円
 警察活動・消防活動など「警察と消防」に	64,690円	55,606円
 職員の研修・福利厚生など「企画・総務」に	48,871円	65,920円
 都債の元利償還など「公債費」に	23,795円	22,887円
 区市町村への交付金など「税連動経費等」に	106,039円	74,746円
合 計	531,773円	520,960円
都 税	361,319円	407,293円

* 令和3年度の都内総人口は、「東京都の人口（推計）」（東京都総務局）における令和2年12月1日現在です。

* 平成元年度の都内総人口は、「東京都の人口（推計）」（東京都総務局）における平成元年12月1日現在です。

(3) 当初予算と最終予算

東京都の当初予算と最終予算及び決算は、下表のように規模が大きく異なる場合が多い。令和2年度は次項で報告する新型コロナウイルスによる影響が大きいため通年化はできないが、その他の年度で違いが大きい理由は主に次の2点である。

- 1 歳入、特に「都税輸入の特徴」でみたように、税収の見込みが異なる場合があること
- 2 歳出において、不用額大きいこと

財政規模の累年比較（一般会計） 単位：億円

	当初予算	最終予算	決算
平成6	68,350	69,595	65,803
7	69,700	71,379	68,009
8	68,650	71,166	67,804
9	66,550	65,528	63,847
10	66,750	67,414	64,935
11	62,980	66,081	64,207
12	59,880	65,513	63,502
13	62,060	63,359	62,016
14	59,078	60,150	58,115
15	57,295	61,052	59,719

16	57,080	61,444	60,033
17	58,540	62,458	60,498
18	61,720	66,369	63,756
19	66,020	69,859	67,195
20	68,560	69,612	67,501
21	65,980	66,466	63,956
22	62,640	61,877	58,699
23	62,360	62,689	59,346
24	61,490	61,702	59,030
25	62,640	63,562	60,499
26	66,667	67,452	64,039
27	69,520	71,628	67,871
28	70,110	70,036	65,989
29	69,540	71,904	66,932
30	70,460	75,255	72,348
令和元	74,610	77,528	74,446
2	73,540	96,818	84,870
3	74,250	—	—

(注) 1 「当初予算」及び「最終予算」には、前年度からの繰越額を含まない。

2 「決算」は歳出決算額で、前年度からの繰越額を含む。

3 「当初予算」のうち、平成 26 年度は同時補正後予算額である。

私はこの間、不用額が大きいことを問題にしてきた。しかし、都議会においてはほとんど問題にされてこなかったように思う。それはかつてのように、年度末までに「予算を使い切る」ことをせず、財政調整基金に積み立てることが多かったことによると思われる。「予算を使い切らない」ことはいいことではあるが、あまりにも多い不用額は税制規律の観点から見たとき、問題があると考えてきた。山梨県の 3 年度当初予算(一般会計) は 5,290 億円、鳥取県は 3,568 億円である。

当初予算に比較して最終予算が 5000 億円近く多かった平成 27 年度と(決算は小さくなったが)、最近の令和 2 年度をみてみたい。

<平成 27 年度の不用額> (平成 27 年度最終予算案による)

○ 予算の執行状況の精査 △2.930 億円

(最終予算案作詞絵の時点で、不用額となることが明らかになる事項などの精査)

- ・ 給与費の精査
- ・ 契約砂金、補助金の不交付実績の減 など

<令和 2 年度の不用額> (令和 2 年度最終予算案による)

○ 予算の執行状況の精査 △2.989 億円

- ・ 給与費の精査

- ・契約差金、補助金の交付実績の減
- ・東京 2020大会の開催延期に伴う執行の減 など

これらの理由のうち、契約差金はさほどないが、補助金の交付実績の減は相当程度あると思われる、ただし詳細は明らかにしていない。さらの「など」も明らかではないが、私は公共事業にも相当程度の不用額があると考えている。

そこで、都が平成 19 年度以降公表している「大規模プロジェクトなどの進捗状況」（複数年度にわたり大きな財政負に名を伴う事業）から、令和 2 年度決算額が計画額の 50%程度以下の事業および差額が大きい事業を以下に示す。

- ・ 都立花畑学園特別支援学校の整備 計画が 8 億円 決算額 2 億円
- ・ 京王線（笹塚～仙川）連続立体交差事業 計画額 76 億円 決算額 56 億円
- ・ 西武新宿線・国分寺線・西武園線連続立体交差事業 計画額 80 億円 決算額 68 億円
- ・ 環状七号線地下広域調節池の整備 計画額 103 億円 決算額 37 億円
- ・ 城北中央公園調節池（一期）の整備 計画額 31 億円 決算額 16 億円
- ・ 谷沢川分水路の整備 計画額 38 億円 決算額 31 億円
- ・ 都立村山特別支援学校の整備 計画額 2 億円 決算額 0.9 億円
- ・ 東京都江戸東京博物館の改修 計画額 2 億円 決算額 1 億円
- ・ 都立青島特別支援学校の整備 計画額 0.6 億円 決算額 0.3 億円

なお私自身、このような不用額の詳細について情報開示を請求すべきだという問題意識は持っているが、まだ実行していない。

3. コロナ禍の都財政

ここでは、当初予算以降に繰り返した補正予算について、その「柱」を簡単に報告する。なお 2 年度の補正予算は、都議会の議決を伴わない都知事による「専決処分」が多いが、その課題については割愛（下記の予算案等のうち、（案）のない予算●が専決処分）。

(1) 2020 年度

- 令和 2 年度補正予算（案） 令和 2 年 1 月 30 日発表分
- 令和 2 年度補正予算（案）（追加分） 令和 2 年 2 月 18 日
【補正予算の柱】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応
 - ・ 感染症に対する今後の備えの強化
 - ・ 都内産業・中小企業対策
- 医療提供体制の強化等にかかる補正予算 令和 2 年 4 月 6 日

- ・ 医療提供体制の強化及び学校臨時休業等への対応

○ 令和２年度４月補正予算（案） 令和２年４月１５日

【補正予算の柱】

- １ 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- ２ 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化
- ３ 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

● 緊急事態措置の延長等にかかる補正予算 令和２年５月５日

- ・ 緊急事態措置の延長等に伴う対応を迅速に実施

○ 令和２年第二回定例会補正予算（案） 令和２年５月１９日

【補正予算の柱】

- １ 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- ２ 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化
- ３ 感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組
- ４ 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

○ 令和２年度７月補正予算（案） 令和２年７月９日

【補正予算の柱】

- １ 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- ２ 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- ３ 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
- ４ 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

● 営業時間短縮の要請に伴う補正予算 ７月３１日

- ・ 都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の事業者等に対して、８月３日から８月３１日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

● 営業時間短縮の要請の延長に伴う補正予算 令和２年８月３１日

- ・ ９月１日から９月１５日まで営業時間短縮の要請を延長することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

○ 令和２年度９月補正予算（案） 令和２年９月３日

【補正予算の柱】

- １ 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- ２ 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- ３ 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
- ４ 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

○ 令和２年度９月補正予算（案）（追加分） 令和２年９月２４日

- ・ 新型コロナウイルスの感染症防止と経済社会活動との両立を図りながら、都内観光産業の早期回復に向けた取組を実施

- 営業時間短縮の要請に伴う補正予算 令和 2 年 11 月 25 日
 - ・ 酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の事業者等に対して、11 月 28 日から 12 月 17 日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給
- 令和 2 年第四回定例会補正予算（案） 令和 2 年 11 月 25 日
 - 【補正予算の柱】
 - 1 医療提供体制等の強化・充実
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- 営業時間短縮の要請に伴う補正予算 令和 3 年 1 月 7 日
 - ・ 都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の 1 月 8 日から 2 月 7 日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を店舗ごとに支給
- 営業時間短縮の要請の延長に伴う補正予算 令和 3 年 2 月 5 日
 - ・ 都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の 2 月 8 日から 3 月 7 日まで営業時間短縮の要請を延長することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を店舗ごとに支給
- 令和 2 年度最終補正予算（案） 令和 3 年 1 月 29 日
- 令和 2 年度補正予算（案）（追加分） 令和 2 年 1 月 30 日、2 月 18 日
 - 【補正予算の柱】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応
 - ・ 感染症に対する今後の備えの強化
 - ・ 都内産業・中小企業対策
- 令和 2 年度最終補正予算（案）（追加分その 2） 令和 3 年 3 月 5 日
 - ・ 3 月 8 日から 3 月 31 日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給
- 令和 2 年度最終補正予算（案）（追加分その 3）
 - ・ リバウンド防止期間中の 4 月 1 日から 4 月 21 日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

(2) 2021 年度

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算 令和 3 年 4 月 9 日
 - ・ 検査体制の強化や飲食店等に対する徹底点検を含め、都独自の施策を速やかに実施するとともに、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給するなど、時機を逸することなく対策を実施
- 緊急事態措置の適用に係る補正予算 令和 3 年 4 月 23 日

- ・ 都内の事業者に対して休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、感染拡大防止協力金の支給などを実施
- 緊急事態措置の延長等に係る補正予算 令和 3 年 5 月 7 日
 - ・ 緊急事態措置の延長に伴う感染拡大防止協力金の支給や、テレワーク定着に向けた緊急支援など、必要な対策を迅速に実施
- 緊急事態措置の延長に係る補正予算 令和 3 年 5 月 28 日
 - ・ 緊急事態措置の延長に伴う感染拡大防止協力金の支給など
- 令和 3 年度 6 月補正予算（案） 令和 3 年 5 月 28 日
 - 【補正予算の柱】
 - 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
 - 3 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組
- 令和 3 年度 6 月補正予算（案）(追加分) 令和 3 年 5 月 28 日
 - ・ 大規模会場における接種を実施
 - ・ 都内中小企業者等を対象に「東京都中小企業者等月次支援給付金」を支給
- まん延防止等重点措置の適用に係る補正予算 令和 3 年 6 月 18 日
 - ・ まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止協力金の支給など
- 緊急事態措置の適用に係る補正予算 令和 3 年 7 月 8 日
 - ・ 緊急事態措置の適用に伴う感染拡大防止協力金の支給など
- 令和 3 年度 8 月補正予算（案） 令和 3 年 8 月 12 日
 - 【補正予算の柱】
 - 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
 - 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実
- 令和 3 年度 8 月補正予算（案）(追加分) 令和 3 年 8 月 17 日
 - ・ 緊急事態措置の延長に伴い、感染拡大防止協力金や月次支援給付金を支給
 - ・ 自宅療養者の安全・安心を確保するために酸素ステーションを設置

※2021 年度 8 月補正（追加分）時点での一般会計財政規模は、10 兆 2,273 億円。

当初予算 7 兆 4,250 億円と比較すると、2 兆 8,023 億円もの増額となっている

※都は 6 月 16 日、20 年度末財政調整基金残高 2511 億円を 5327 億円の見込みに改めた。

また、21 年度末残高の見通しを 21 億円から 2837 億円と改めた。

中小企業が対象の制度融資の預託金の一部が使われずに戻ってくるなどの要因で上方修正した。20 年度の都税収入が想定より減少額が小さかったことも財政調整基金の上方修正につながった。（マスコミ各紙の報道）

4. 基金残高と起債残高の推移

前項の補正予算の財源は、主に国庫支出金と財政調整基金である。福祉先進都市実現基金も含めたその他基金も合わせた財源別内訳は以下のとおり（国庫支出金と基金以外の財源は割愛）。

補正予算財源総額における国庫支出金と財政調整基金等の割合

単位：億円

	財源総額	国庫支出金	財政調整基金	その他基金
2020 年度	23,278	13,468.7	8,816.8	741.1
	—	57.9%	37.9%	3.2%
2021 年度	28,022	24,811	2,699	401
	—	88.5%	9.6%	0.0%

※2020 年度の財源総額は財政規模の累年比較の当初予算と最終予算の差額を使用。

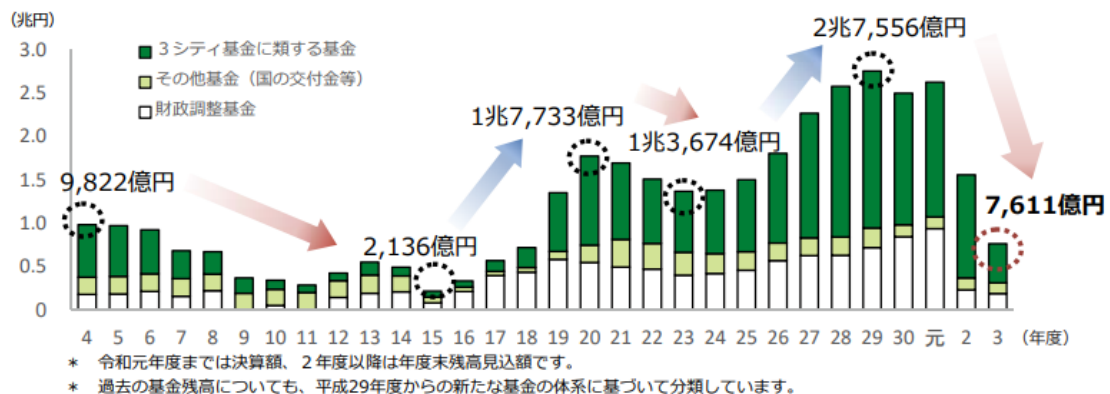
※2021 年度は令和 3 年度 8 月補正予算（案）（追加分）までである。

上表のように、2020 年度（令和 2 年度）は、補正財源の約 6 割近くを国庫支出金で、約 4 割を財政調整基金をはじめとした基金でまかなっている。2021 年度はこれまで、国庫支出金が訳 9 割を占め、財政調整基金等は少ないが、現段階（9 月初め）はまだコロナ禍の終息は見通せない。そこで、現段階における財政調整基金等の基金残高と起債残高を見ておきたいと思う。

(1) 基金残高

2021 年度当初予算時の基金残高は以下のとおりであった。

■ 基金の残高推移（普通会計ベース）



2021 年度末（令和 3 年度末）の基金残高、7,611 億円も内訳は以下のとおり。

- 3つのシティ実現に向けた基金 4,504 億円
- 国の交付金等により積み立てた基金 1,248 億円

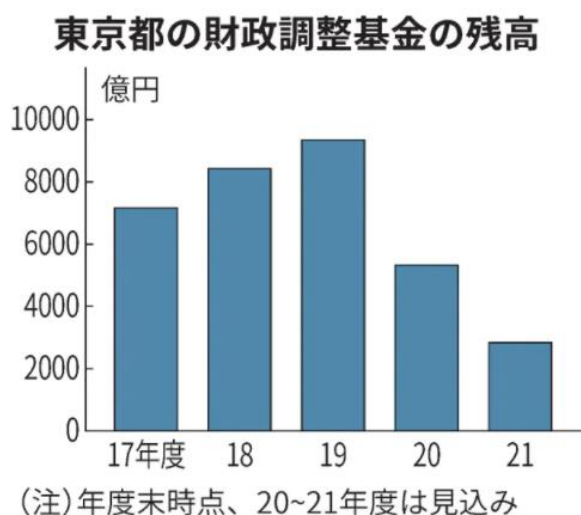
○ 財政調整基金	1,859 億円
※ 合計	7,611 億円
(一般会計 7,325 億円 特別会計 286 億円)	

しかし、5 月下旬の補正予算（第二会定例会）の編成後は、残高見通しを 21 億円と発表し、都庁に衝撃が走った。ただその後 2020 年度（令和 2 年度）の一般会計決算見込みをまとめる中で、21 年度末の残高も 2837 億円に上方修正した。

これは、20 年度の都税収入が 19 年度決算と比べて 5%減の 5 兆 3498 億円と新型コロナウイルス感染拡大による企業収益の悪化などで 9 年ぶりに減るものの、想定より減少額が小さかったこと、中小企業が対象の制度融資の預託金の一部が使われずに戻ってくるなどの要因で、財政調整基金の上方修正につながったとされている（日本経済新聞、2021 年 6 月 16 日）。

※東京都の 21 年度末の貯金、2837 億円に上方修正（日経）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC165L20W1A610C2000000/>



先述のように、コロナ禍の終息がまったく見通せない今日、財政調整基金の残高見通しもまったく不透明である。他の基金も先述のとおりだが、やはり今後の見通しは不透明である（オリンピック・パラリンピック基金の課題は後述する）。

(2) 起債残高

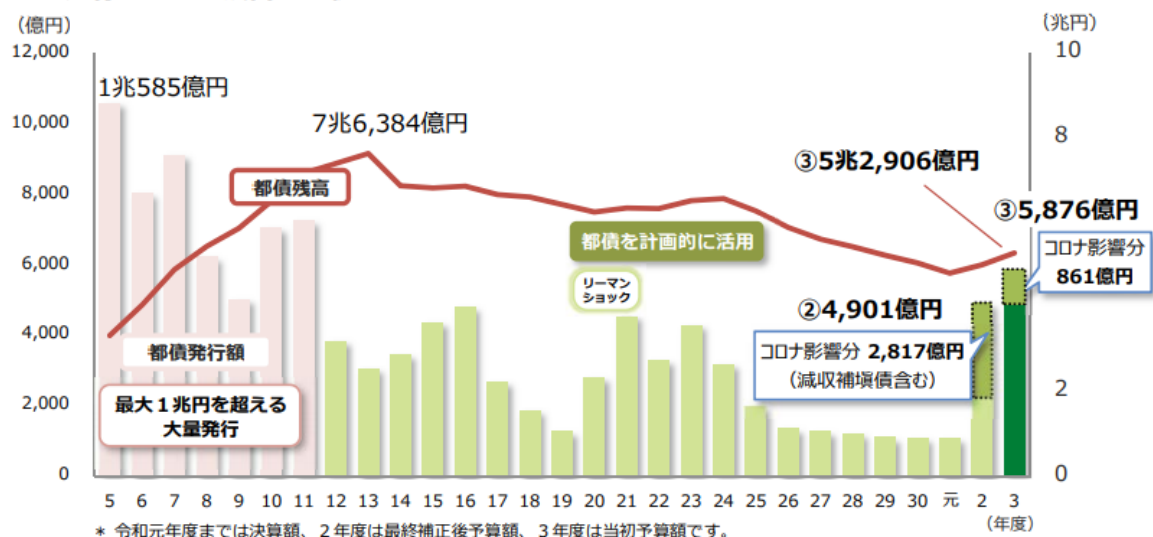
最近の都債発行額と残高は下図のとおり、都の悦明は以下のとおりである。

- 令和 3 年度予算では、これまでの発行余力を活かし、充当可能な事業に対して積極的に活用した結果、都債は前年度に比較して 3,792 億円増の 5,876 億円となり、新型コロナウイルス感染対策への充当分 (868 億円) を除くとリーマンショック後と同水準となりつ

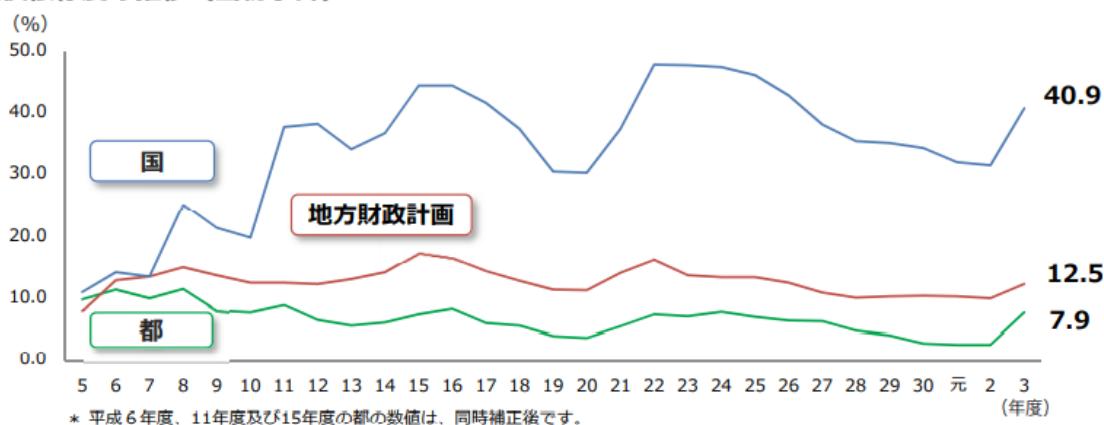
ている。

- 令和3年度における起債依存度は7.9%と、前年度に比べて5.1ポイント増加したが、国（40.9%）や地方（12.5%）と比べて、引き続き低い水準を維持している。

■ 都債発行額と都債残高の推移



■ 起債依存度の推移（当初予算）



ただ、上図のように国は論外としても、コロナが終息しない状況で、今後も低い水準を維持できるかどうか課題である。

5. 当面の課題（私見）

(1) コロナ後の都財政

コロナ禍の終息がいまだ見通せない中で、コロナ後の都財政の見通しも定かではない。特に基金残高が激減している状況では、新規事業や既存事業の大胆な見直しは避けられない

と考える。すでに令和4年度東京都予算の見積りにあたっては「副知事依命通達」が発出されている。この依命通達を受けた財務局の見積方針（令和3年8月12日）のポイントは以下のとおり。

- 原則としてゼロシーリングを継続する一方で、事業実績が目標を大きく下回るものなど、更なる見直しが必要な事業については、原則として総額でマイナス10パーセントのシーリング
- 「未来の東京」戦略に係る新規事業及び感染症の影響を踏まえた喫緊の対策についてはシーリングの枠外
- 新たに政策評価と事業評価を一体的に実施し、効率性・実効性の高い施策・事業を構築するとともに、事後検証を一層徹底し、施策の新陳代謝を強化

なお私は従来から補助金改革が必要だと考えてきた。福祉局の補助金の課題は先述したが、総合補助金と包括補助金の課題について、以下簡単に述べる。都の総合補助金・包括補助金は都区財政調整交付金、市町村総合補助金、東京都福祉保健区市町村包括補助事業があるが、都区財政調整交付金については既述した。

- ・ 市町村総合補助金

市町村総合補助金は平成18年（2006年）3月に補助要綱が策定され、年々増額されている。（今年度は585億円）

この総合補助金は一般財源であるが、問題は配分に「勘案要素」があることである。それは、「財政状況割（30%）」「経営努力割（15%）」「振興支援割（55%）」の3つであるが、特に「経営努力割」は問題であり、撤廃すべきである。

- ・ 東京都福祉保健区市町村包括補助事業

福祉保健区市町村包括補助事業は、5つの事業分野から構成されている。医療保健政策、地域福祉推進、高齢社会対策、子供家庭支援、障害者施策推進である。

対象事業は、先駆的事业、選択事業、一般事業の3つに区分、特に先駆的事业（新たな課題に取り組む試行的事業は、補助期間の問題をはじめ、課題が多いと思う。

補助要綱では下記のようになっている。

- 継続して補助する機関は単年度とし、3か年を限度とする。
- 知事が特に求める事業を除き単年度とする

対象事業は一般事業のみとするように、より包括的な事業とするような改革が必要である。

(2) オリンピック・パラリンピック後の都財政

オリンピック・パラリンピックは開催を強行したものの、両大会とも無観客だった。チケットの清算などにどの程度の追加費用必要なのか現段階では不明である。毎日新聞（2021

年 8 月 12 日)。

＜無観客で消えた 900 億円の券収入＞

支出が膨らむ一方で、各競技が原則無観客となったことで 900 億円を見込んだチケット収入の大部分が消え、収入には大きな穴が開いた。大会経費を管理する組織委の武藤敏郎事務総長は、無観客を決めた後の 7 月 11 日のテレビ番組で「チケット収入は激減する。収支が整わないことは間違いない。大会後、重い課題について関係者で協議する必要がある」と述べた。話し合いはこれからだが、都や国が穴埋めするのは避けられない見通しだ。

その場合、やはり必要になるのが五輪経費全体の透明性の確保だ。だが、現時点で五輪経費の支出について外部の目で検証可能な形になっているとは言いがたいと感じる。

.....

都財政も同様、オリンピック・パラリンピック経費の透明性の確保が課題である。

(3) 東京都・市区町村関係と都財政

全国的な課題ではあるが、東京都・市区町村関係は他の道府県・市町村関係とは異なった課題がある。それは記述のように、特別区には都区財政調整があり、そのために都区財政調整協議会があつて、都区のあり方検討委員会が設置されている。このような都区の協議の場は最終的には都区の財政配分に帰結するが、その過程で十分か、不十分化は別にして政策的な協議も行われている。

しかし都と市町村の間では、小池知事になってから「都市町村協議会」が設置されているが、その目的は「東京都及び都内市町村における事務事業執行上の関連事項について協議・調整し、その解決促進を図る」とされ、年に 1 回 11 月に開催される程度である。令和 2 年度の都市町村協議会（令和 2 年 11 月 24 日）の議題と意見交換のテーマは以下のとおりであった。

議事

- (1) 令和元年度都市町村協議会歳入歳出決算について
- (2) 市町村における行政のデジタル化への取組に関する要望について
- (3) 令和 3 年度東京都予算編成に対する市町村要望について

意見交換

テーマ 「行政のデジタル化」

しかし、この協議会に要した時間はわずかに 90 分であった。市長会の出席者は会長、副会長、顧問の 7 人、町村長会は会長、副会長、顧問の 4 人で、合わせて 11 人であったが、わずかな時間では儀式的なものにならざるをえない。事務レベルの協議会を常設し、政策協を行う場とする必要がある（国でさえ、形式的とはいえ「国と都道府県の虚偽の場」がある時代である。

(4) 今後の政策課題と都財政

これら項目はあくまで私見である。

- 気候変動
 - ・ 脱炭素・脱原発
 - ・ 生態系
- 災害対策
 - ・ 危険区域等の建築規制
 - ・ 地区防災計画
 - ・ 避難所改革
 - ・ パンデミック対策
- 格差社会
 - ・ 生活困窮者支援（高齢者、若者、子育て世帯、障がい者など）
 - ・ 居住支援
 - ・ 非正規雇用
 - ・ 公契約条例
- 医療体制
 - ・ 都立病院の地方独立法人化
 - ・ 東京都医療保険計画（医療圏など）
 - ・ 保健所体制（特に多摩地域）
 - ・ 保健師増員
- 女性、子ども
 - ・ ジェンダー平等
 - ・ 子ども基本条例
 - ・ 虐待防止
 - ・ 児童相談所
- 公教育
 - ・ 教育委員会
 - ・ 学級編制・教職員定数
 - ・ 教科書採択
 - ・ 学校給食等完全無償化
 - ・ 耐震化
- バリアフリー、ユニバーサルデザイン
 - ・ 道路構造
 - ・ バス停・ノンステップバス

- ・ 駅舎（目標：3点セット）
- ・ 駅のホーム柵
- ・ 小規模店舗
- 都市農業
 - ・ 地産地消
 - ・ 学校給食への地場産供給
 - ・ 農業公園
- 東京（首都圏）一極集中
 - ・ 臨海部マンション規制
 - ・ 再開発など大規模公共工事抑制
 - ・ 二地域居住・交流人口
- 公務員制度改革
 - ・ 会計年度職員制度
 - ・ 人事制度改革
 - ・ 定数管理
 - ・ アウトソーシング
- 都議会改革
 - ・ 議会改革検討委員会が平成 29 年から設置（年 1 回の開催）
 - ・ 令和 3 年度のテーマは議会基本条例

<参考>

■東京都の財政情報

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/index.html>

■福祉保健区市町村包括補助事業にみる市区町村交付決定額と課題 ～2016 年度 東京都福祉保健区市町村包括補助事業から 伊藤（まちぼっとリサーチ）

https://machi-pot.org/modules/project/uploads/20171001_honbunn.pdf